

広島県聴覚障害者センター

施設のご利用に当たっての注意事項

- 1 聴覚障害者センター内の会議室等については、聴覚障害者センターの設置目的に合致する会議、研修会、交流会などにおいてご利用いただけます。
- 2 会議室等の利用を希望する方は、利用許可申請書を提出する前に、まず、センターの担当者に会議室等の空き状況を確認してください。

《ご利用可能な施設》

部屋の名称	定員	附属設備
研修室兼会議室	定員 60 人	赤外線補聴システム（専用レシーバーは貸出し）、スクリーン、パーテーション、ワイヤレスアンプ（マイク 2 本）、ホワイトボード
交流スペース	定員 50 人	スクリーン、ワイヤレスアンプ（マイク 2 本）、ホワイトボード、テレビ、DVD プレーヤー、CS 障害者放送専用受信機
相談室 2	定員 6 人	

《貸出し可能な機材》

- ・プロジェクター
- ・ノートパソコン（Wi-Fi 環境あり）
- ・OHC, OHP, 磁気ループ（コード 20m×2）、延長コード 等
- ・赤外線補聴システム専用レシーバー（20 台）

《問い合わせ先》

電話：082-254-0085

FAX：082-254-0087

メール：minami@hiro-chokaku.jp

- 3 FAX で申請書を送信する場合は、必ず電話又はメールで着信確認を行ってください。確認が取れ次第、申し込み完了となります。センター窓口で申請書を提出する場合は、担当者が受け取り確認次第、申し込み完了となります。
- 4 次の事項に該当するときは、利用許可できませんのであらかじめご注意ください。
 - ①公序良俗を害するおそれがあるとき。
 - ②施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ③集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
 - ④管理上支障があるとき。
 - ⑤その他施設長が不相当と認めるとき。